

107

熱土第 299 号  
平成 15 年 9 月 5 日

[Redacted]

静岡県熱海土木事務所長



宅地造成等規制法第 13 条第 2 項の規定に基づく命令に係る防災工事について

貴社から提出された、下記の命令に基づく防災工事承認申請について、下記の条件を附して承認します。

記

1 命令内容等

文書番号等	命令の対象となった区域	命令内容
平成 15 年 5 月 1 日付け 熱土第 156 号	熱海市伊豆山 字嶽ヶ [Redacted] 字水立 [Redacted]	平成 14 年 12 月 26 日付け熱土第 1022 号で許可した宅地造成に関する工事を直ちに停止すること。 また、土砂の流出の防止等、工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画書を、平成 15 年 5 月 14 日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。

2 承認に附す条件

- (1) 防災工事実施の箇所は自己所有地のみとすること。  
他者の所有地については、すみやかに土地所有者から工事施行の同意書を取得し、同意書添付の上、防災措置のための工事の計画書を熱海土木事務所へ提出し、承認を受けた後に施行すること。
- (2) 工事の着手に当たっては着手届を提出すること（様式自由）。
- (3) 工事完了後はすみやかに工事完了届（様式自由）を提出し、熱海土木事務所の検査を受けること。
- (4) 宅地造成等規制法の許可を得た宅地造成に関する工事に準じ、工事の施行状況を示す写真及び図書を整備し、工事完了届に添付すること。
- (5) 宅地造成等規制法第 17 条第 1 項の規定に基づき、工事の実施中に立入検査を実施することがある。

担 当 建 築 住 宅 課  
電 話 番 号 0557-82-9191  
F A X 0557-82-9110